

証券コード 7793
2022年7月13日

株 主 各 位

東京都文京区小石川一丁目3番11号
株式会社イメージ・マジック
代表取締役社長 山 川 誠

第27期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第27期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染防止の観点から、株主様の安全を最優先に考えた株主総会といたしたく存じます。本株主総会につきましては、極力、書面により事前に議決権を行使いただき、株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年7月27日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 日 時 | 2022年7月28日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分） |
| 2. 場 所 | 東京都文京区後楽2丁目6番1号
住友不動産飯田橋ファーストタワー地下1階 ベルサール飯田橋ファースト
（末尾の会場ご案内函をご参照ください。） |
| 3. 目的事項
報告事項 | 第27期（2021年5月1日から2022年4月30日まで）事業報告及び計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項 | |
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第4号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件 |
| 第5号議案 | 監査等委員である取締役の報酬額設定の件 |

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、会場でのマスク着用等にご協力ください。当日の健康状態によっては入場をお断りさせていただく場合がございますことをご了承ください。

本招集ご通知において提供すべき書類のうち、「新株予約権等の状況」、「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」に

つきましては、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://imagemagic.jp/ir>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。従いまして、本招集ご通知提供書面に記載している事業報告及び計算書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした事業報告及び計算書類の一部であります。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<http://imagemagic.jp/ir>) に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(2021年5月1日から
2022年4月30日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言の発出や解除に伴い、経済活動は抑制と緩和が繰り返される状況が続きました。また、国際輸送の混乱やロシア・ウクライナ情勢により、消費財を中心に物価が高騰し、経済情勢は依然として先行き不透明な状態が続いております。

当社の属するオンデマンドプリント業界におきましては、コロナ禍において、人々の生活様式の変化が加速し、オンラインの消費活動が定着したことにより衣料・服飾雑貨及び生活雑貨等のEC物販市場は急成長を遂げ、巣ごもり需要は落ち着きつつあるものの、その市場規模の拡大が続いております。また、地球環境に対する負荷の低減に向けて、SDGsへの意識が高まるなか、アパレルメーカー等では無駄な在庫を作らない小ロット生産へのシフトが進んでおり、環境に配慮したモノづくりが求められております。

このような環境の中、オンデマンドプリントサービスでは、様々な顧客ニーズに対応し、オンデマンド生産できるアイテムを拡充すべく新商品の取扱いを強化し、アイテムラインナップを拡げてまいりました。当事業年度において、オンデマンドプリントサービスの売上高は4,427,253千円（前事業年度比7.5%増）となりました。また、ソリューションサービスでは、新商品のハードウェアとしてオンデマンド転写プリンター「TransJet」、新サービスのソフトウェアとしてデザインシミュレーター付クラウド型オンデマンドEC「makertown」をリリースいたしました。当事業年度において、ソリューションサービスの売上高は469,309千円（前事業年度比120.2%増）となり、そのうち、ハードウェア販売に係る売上高は344,760千円（前事業年度比76.9%増）と伸長し、ソリューションサービスの拡大が利益率の向上に寄与しました。

以上の結果、当事業年度の売上高は4,896,562千円（前事業年度比13.1%増）、営業利益は305,289千円（前事業年度比38.2%増）、経常利益は286,881千円（前事業年度比29.8%増）、当期純利益は234,442千円（前事業年度比53.4%増）となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は108,524千円で、その主なものは転写プリンター、ロータリーUVプリンター及びトンネル乾燥機等の生産設備の充実を中心に「機械及び装置」を取得したことによるものであります。

③ 資金調達の状況

2022年3月3日をもって東京証券取引所マザーズ市場に上場し、公募増資及びオーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資により、総額386,273千円の資金調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 24 期 (2019年4月期)	第 25 期 (2020年4月期)	第 26 期 (2021年4月期)	第 27 期 (当事業年度) (2022年4月期)
売 上 高 (千円)	2,066,501	2,842,818	4,330,335	4,896,562
経 常 利 益 (千円)	6,030	106,326	221,090	286,881
当 期 純 利 益 (千円)	13,753	85,878	152,792	234,442
1株当たり当期純利益 (円)	12.06	64.91	109.31	136.75
総 資 産 (千円)	854,098	1,373,238	1,941,298	2,355,745
純 資 産 (千円)	258,597	462,876	590,701	1,263,303
1株当たり純資産 (円)	124.47	253.37	358.47	546.91

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、当期純利益から各事業年度に係る優先配当金を控除して算定しております。
2. 1株当たり純資産は、優先配当金未払額及び優先残余財産分配金を控除して算出しております。
3. 2019年8月15日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。第24期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社の成長を実現するため、対処すべき課題は以下のとおりであると認識しております。

①人材の育成と確保

当社の持続的な成長のためには、人材の育成と確保が重要な課題と考えております。また、当社はシステム開発による効率化を強みとした企業であります。優秀なシステムエンジニアの確保はIT人材の不足する労働市場において特に難易度を増しております。また、ソリューションサービスの推進のため、機械エンジニアの獲得も重要な課題と認識しております。今後とも積極的な採用活動を行うとともに、体系的な研修制度の導入や、公正な人事評価制度などを整備し、人材の育成や定着に努めてまいります。

②当社サービスの認知度の向上

当社が事業を展開するオンデマンドプリントサービスは、認知度がまだ低く、認知していても自分でデザインし購入するのが難しい、不安である等により購入に踏み切れない顧客が多く存在すると認識しております。以前より、インターネットを活用したマーケティング活動、大手企業との提携等により認知度向上に向けた取り組みを行ってまいりましたが、今後、これらの活動をより一層強化してまいります。

③情報セキュリティとシステムの安定性の強化

当社は、インターネットを介してサービス提供を行っているため、情報セキュリティ対策は当社の重要は課題と認識しております。システムの安定性確保に継続的に取り組むほか、個人情報保護対策としてプライバシーマークの運用定着活動等も活用し、情報セキュリティを確保する仕組み作りや教育を引き続き強化してまいります。

④加工・印刷の徹底した自動化及び半自動化

当社では、IT技術により加工・印刷の作業を効率化し、原価の低減に努めてまいりましたが、世界中で自動化や省力化の勢いは加速しており、産業ロボット技術を持つ企業などとの連携やハードウェアメーカーとの連携をとり、自動化や半自動化を更に進めてまいります。

⑤プラットフォームサイトのユーザビリティ強化

当社は、「オリジナルプリント.jp」(<https://originalprint.jp/>)を主として、インターネットを介して注文を受け付けております。Web上でのデザインの作成のしやすさも同サイトの特長の1つになります。今後も継続的にサイトの機能向上を行ってまいります。

⑥コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、継続的な企業価値向上を具現化していくためには、コーポレート・ガバナンスの更なる強化が重要であると認識しております。経営の効率性、健全性を確保すべく、業務執行機能と、業務執行に対する監督機能を明確化し、経営における透明性を高めるため内部統制システムの整備によりその強化を図ってまいります。

⑦内部管理体制の強化

当社は、今後も事業拡大を見込んでおり、内部管理体制の強化が不可欠であると認識しております。また、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実を実現していくためにも、財務、経

理、人事、総務等の管理部門のそれぞれの分野での人材の確保及び育成に努めてまいります。

なお、当事業年度の特別利益の項目にある受取補填金47,021千円の取引経緯については以下のとおりであります。

当社が2017年12月28日に行った自己株式2,696株（B種優先株式287株、C種優先株式1,709株、D種優先株式700株）の取得については、いわゆる財源規制を定めた会社法第461条第1項に抵触して分配可能額を超えて行われておりました。このことについて、当社では、事後的に違法な自己株式の取得を認識いたしました。この違法な取引であったことが発覚した後、当社では、当社の法的安定性に瑕疵が生じた状態を解消するために、当時の業務執行取締役が、当社に対して会社法第462条第1項で定められた交付を受けた金銭等の帳簿価額に相当する額から、同条第3項で定められた総株主の同意を得られた分配可能額を限度とした当該義務の免除額を除いた金銭47,021千円を支払うことにより、当該瑕疵が治癒したものと考えております（なお、当社が取得した自己株式2,696株については、その後消却されているため、返還しないこととして処理しております）。上記自己株式を取得した当時においては、当社の管理部門における人員不足等により内部管理体制に不備が存在しておりましたが、現在においては人員体制も充実し、一層の内部管理体制強化に努めております。

⑧財務レバレッジの最適化

当社は、財務基盤の安定性を維持しながら事業拡大の投資資金を確保し、財務体質の強化に取り組んでおります。今後も継続的な設備投資を要するため、新たな投資を実行できるよう内部留保の確保と株主還元の適切なバランスを検討し、財務レバレッジの最適化に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容（2022年4月30日現在）

当社は、オンデマンドプリントソリューション事業を行っております。

サービス名称	サービス内容
オンデマンドプリント	顧客がインターネットサイトを通じて入稿したデザインデータ及びパートナー企業からの受注を印刷加工するサービス
ソリューション	プリンターやたみ機等のハードウェア及び受注管理システムや生産管理システム等のソフトウェアの販売並びにデザインシミュレーター付クラウド型オンデマンドEC等のSaaSサービス

(6) 主要な営業所及び工場 (2022年4月30日現在)

本 社	東京都文京区
小 豆 沢 工 場	東京都板橋区
I P C 工 場	東京都板橋区
朝 霞 工 場	埼玉県朝霞市
G P C 工 場	岐阜県多治見市

(7) 使用人の状況 (2022年4月30日現在)

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
171 (186) 名	13名増 (21名増)	34.6歳	3.6年

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者（パートタイマー、アルバイト等）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。平均年齢及び平均勤続年数には、臨時雇用者は含めておりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年4月30日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 日 本 政 策 金 融 公 庫	190,816千円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	97,506
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	40,940

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

2022年3月3日に当社は東京証券取引所マザーズ市場に株式上場いたしました。なお、2022年4月4日付の東京証券取引所における市場区分再編に伴い、現在はグロース市場に移行しております。

2. 株式の状況 (2022年4月30日現在)

- (1) 発行可能株式総数 7,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 2,309,930株 (自己株式33株を含む)
 (3) 株主数 673名
 (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社日本創発グループ	709,700株	30.72%
山川 誠	267,600	11.58
京田 諭	90,000	3.90
凸版印刷株式会社	81,000	3.51
株式会社トランザクション	80,000	3.46
GMOペパボ株式会社	80,000	3.46
株式会社SBI証券	75,600	3.27
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	69,600	3.01
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG(FE-AC)	67,300	2.91
キャブ株式会社	62,500	2.71

(注) 持株比率は、自己株式(33株)を控除し、小数点第3位を四捨五入して計算しております。

3. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2022年4月30日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	山 川 誠	
取 締 役	京 田 諭	情報コミュニケーション本部長
取 締 役	坊 野 寛	開発本部長兼製造本部長
取 締 役	栗 原 俊 幸	管理本部長
取 締 役	栢 森 加 里 矢	FTX Japan株式会社 代表取締役CEO リキッドグループ株式会社 代表取締役CEO
常 勤 監 査 役	大 野 俊 朗	
監 査 役	尾 崎 充	株式会社アクティベートジャパンコンサルティング 代 表取締役 アクティベートジャパン税理士法人 代表社員 株式会社リブセンス 社外監査役 株式会社ラストワンマイル 社外監査役 アクティベートジャパン公認会計士共同事務所 統括者
監 査 役	大 井 哲 也	TMI法律事務所 パートナー 株式会社ジーンズホールディングス 社外監査役 株式会社マーケットエンタープライズ 社外監査役 テックファームホールディングス株式会社 社外取締役 (監査等委員) TMIプライバシー&セキュリティコンサルティング株 式会社 代表取締役

- (注) 1. 取締役栢森加里矢氏は、社外取締役であります。
2. 監査役尾崎充氏及び監査役大井哲也氏は、社外監査役であります。
3. 監査役尾崎充氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・ 監査役大井哲也氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
4. 2021年7月29日開催の第26期定時株主総会において、栢森加里矢氏が取締役に、大井哲也氏が監査役に新たに選任され、それぞれ就任いたしました。
5. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、当該取締役又は監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項が定める最低責任限度額としております。

(3) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当社の取締役及び監査役が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用の損害を当該保険契約によって填補することとしており、当該役員等賠償責任保険契約についてその保険料を当社が全額負担しております。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を適法に得たことに起因する損害や、法令違反であることを認識して行った行為に起因して生じた損害等については填補の対象としないこととしております。

(5) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員の報酬等の額又はその算定方法に係る決定方針に関する事項

(i) 取締役

報酬限度額につきましては、2017年7月27日開催の株主総会の決議により年額120百万円以内（決議時点の取締役の員数は4名。ただし、使用人兼務役員の使用人分の報酬は含まない。）と決定しております。当社は、2021年7月15日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を定めており、その内容は次のとおりであります。また、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、取締役会において決定方針との整合性を含めた多面的な検討を行っているため、決定方針に沿うものであると判断しております。

a. 基本方針

取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。各取締役の報酬は、株主総会で承認された取締役年間報酬総額の範囲内において、固定報酬としての基本報酬のみを支払うこととする。

b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

c. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、代表取締役社長が個人別の報酬額案を取締役に付議し、取締役会決議により決定するものとする。

(ii) 監査役

報酬限度額につきましては、2017年7月27日開催の株主総会の決議により年額20百万円以内（決議時点の監査役の員数は1名）と決定しております。各監査役の基本報酬額につきましては、業務分担の状況等を勘案し、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、監査役の協議により決定しております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	60,950千円 (2,700)	60,950千円 (2,700)	－千円 (－)	－千円 (－)	5名 (1)
監査役 (うち社外監査役)	15,600 (6,000)	15,600 (6,000)	－ (－)	－ (－)	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	76,550 (8,700)	76,550 (8,700)	－ (－)	－ (－)	8 (3)

(注) 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外役員の兼職につきましては、前記「3. 会社役員の状況(1) 取締役及び監査役の状況(2022年4月30日現在)」に記載のとおりです。

各社外役員の兼職先と当社との間に重要な取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 栢 森 加 里 矢	2021年7月の就任以降、当事業年度に開催された取締役会17回のうち15回に出席いたしました。 主に経営者としての豊富な経験と幅広い観点から、議案・審議等につき、その知見を活かし、必要な発言を社外の立場から適宜行っております。
監査役 尾 崎 充	当事業年度に開催された取締役会21回の全てに、また、監査役会21回の全てに出席いたしました。 公認会計士及び税理士としての専門的見地から、議案・審議等につき、その知見を活かし、必要な発言を社外の立場から適宜行っております。
監査役 大 井 哲 也	2021年7月の就任以降、当事業年度に開催された取締役会17回の全てに、また、監査役会17回の全てに出席いたしました。 弁護士としての法律的な観点から、議案・審議等につき、その知見を活かし、必要な発言を社外の立場から適宜行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	25,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27,500

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、EY新日本有限責任監査法人に対して、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主への利益還元を経営上の重要な課題と認識しておりますが、財務体質の強化と事業拡大のための投資を優先することが、株主に対する最大の利益還元になるとの考えのもと、設立以来配当を実施しておりません。

今後の配当政策の基本方針といたしましては、事業展開の状況、業績や財政状態等を勘案した上で、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施していく方針です。

内部留保資金につきましては、事業拡大のための人材の採用や設備投資に充当していく予定であります。

配当を実施する場合の回数につきましては、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。なお、当社は会社法第459条第1項の規定に基づき、法令に別段の定めがある場合を除き、剰余金の配当にかかる決定機関を取締役会とする旨を定款に定めております。

貸借対照表

(2022年4月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,701,405	流動負債	736,731
現金及び預金	955,945	買掛金	155,444
売掛金及び契約資産	331,091	1年内返済長期借入金	115,868
商仕掛	102,529	リース負債	28,805
原材料及び貯蔵品	30,308	未払費用	88,093
前渡金	208,069	未払法人税等	104,283
前払費用	27,098	未払消費税	101,293
その他の金	34,745	前受り金	73,807
貸倒引当金	12,637	賞与引当金	24,944
	△1,020	固定負債	16,444
固定資産	654,339	長期借入金	27,747
有形固定資産	526,192	長期リース負債	355,710
建物	130,731	長期リース負債	225,864
機械及び装置	276,746	資産除去負債	102,100
車両運搬具	981		27,746
工具、器具及び備品	1,661	負債合計	1,092,442
リース資産	116,071	(純資産の部)	
無形固定資産	36,856	株主資本	1,263,303
ソフトウェア	36,856	資本剰余金	301,236
投資その他の資産	91,290	資本剰余金	475,470
出資	10	資本剰余金	456,099
長期前払費用	1,990	その他の資本剰余金	19,371
敷金及び保証金	64,885	利益剰余金	486,669
繰延税金資産	24,229	その他の利益剰余金	486,669
その他の	174	繰越利益剰余金	486,669
		自己株式	△73
資産合計	2,355,745	純資産合計	1,263,303
		負債純資産合計	2,355,745

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2021年5月1日から
2022年4月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		4,896,562
売上原価		3,228,292
売上総利益		1,668,270
販売費及び一般管理費		1,362,980
営業利益		305,289
営業外収益		
受取利息	5	
補助金収入	1,236	
雑収入	1,314	2,556
営業外費用		
支払利息	5,422	
株式交付費	3,893	
上場関連費用	11,463	
その他	186	20,964
経常利益		286,881
特別利益		
受取補填金	47,021	47,021
特別損失		
固定資産除却損	104	
減損	9,402	9,506
税引前当期純利益		324,396
法人税、住民税及び事業税	95,584	
法人税等調整額	△5,631	89,953
当期純利益		234,442

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年6月24日

株式会社イメージ・マジック
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山本 秀仁
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中井 清二

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社イメージ・マジックの2021年5月1日から2022年4月30日までの第27期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年5月1日から2022年4月30日までの第27期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及び附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年6月27日

株式会社イメージ・マジック 監査役会

常勤監査役 大野 俊朗 ㊟

社外監査役 尾崎 充 ㊟

社外監査役 大井 哲也 ㊟

以上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

当社定款を以下のとおり変更することについて、ご承認をお願いするものであります。

1. 提案の理由

(1) 監査等委員会設置会社への移行

当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を目指し、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行います。

(2) 電子提供制度の導入

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第13条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第13条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第13条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものいたします。

なお、本議案における定款変更については、上記「(2)電子提供制度の導入に係るものを除き、本総会終結の時をもって効力が発生するもの」といたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第12条 (条文省略)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>第14条～第17条 (条文省略)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、3名以上10名以内とする。</p> <p>(新 設)</p>	<p>第1条～第12条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p> <p>第14条～第17条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は、6名以内とする。</p> <p>2 当社の監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)は4名以内とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>第21条 (条文省略)</p>	<p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。)</u> の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2 監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3 任期の満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>4 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>第21条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意がある場合は、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第23条～第24条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第25条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第26条～第27条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、各取締役に對し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意がある場合は、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第23条～第24条 (現行どおり)</p> <p>(業務執行の決定の取締役への委任)</p> <p>第25条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第26条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第27条～第28条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第29条 (条文省略)</p> <p>第5章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p><u>(監査役および監査役会の設置)</u></p> <p>第30条 当社は<u>監査役および監査役会</u>を置く。</p> <p><u>(監査役の員数)</u></p> <p>第31条 当社の監査役は、6名以内とする。</p> <p><u>(監査役の選任)</u></p> <p>第32条 監査役は、株主総会の決議において選任する。</p> <p>2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数以上をもって行う。</u></p> <p><u>(監査役の任期)</u></p> <p>第33条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>(常勤監査役)</u></p> <p>第34条 <u>監査役会は、その決議により監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>第30条 (現行どおり)</p> <p>第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p><u>(監査等委員会の設置)</u></p> <p>第31条 当社は<u>監査等委員会</u>を置く。</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第35条 <u>監査役会の招集の通知は、各監査役に対し、監査役会の日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査役の前員の同意があるときは、招集手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</u></p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第36条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもっておこなう。</u></p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第37条 <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名をする。</u></p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第38条 <u>監査役会に関する事項については、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p>第39条 <u>監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第32条 <u>監査等委員会の招集の通知は、各監査等委員に対し、監査等委員会の日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査等委員の前員の同意があるときは、招集手続きを経ないで監査等委員会を開くことができる。</u></p> <p>(監査等委員会の決議方法)</p> <p>第33条 <u>監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることのできる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもっておこなう。</u></p> <p>(監査等委員会の議事録)</p> <p>第34条 <u>監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名をする。</u></p> <p>(監査等委員会規程)</p> <p>第35条 <u>監査等委員会に関する事項については、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第40条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</u></p> <p>第41条～第47条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>第36条～第42条 (現行どおり)</p> <p>(附則)</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第1条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>第27期定時株主総会終結前の行為に関する監査役(監査役であった者を含む。)の賠償責任を、法令の限度内において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 <u>第27期定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p>	<p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p>第2条 定款第13条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び定款第13条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第13条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</p> <p>3 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）5名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	やま かわ まこと 山 川 誠 (1966年2月27日)	1984年6月 パロマ工業株式会社入社 1986年2月 株式会社レンタルのニッケン入社 1995年5月 当社設立 当社代表取締役社長（現任）	267,600株
	【選任理由】 山川誠氏を取締役候補者とした理由は、当社創業者として、オンデマンドプリント業界に精通し、強いリーダーシップで当社を牽引してきた実績と、経営全般における豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の持続的な企業価値向上実現のために適切な人材と判断し、取締役候補者としております。		
2	きょう だ さとし 京 田 諭 (1971年12月25日)	1995年4月 株式会社フォーバル入社 2003年10月 株式会社サイバード入社 2008年6月 当社入社 CFO兼経営企画室長 2009年7月 当社取締役CFO兼事業開発本部長 2019年5月 当社取締役CFO兼営業本部長 2020年1月 当社取締役CFO兼情報コミュニケーション本部長 2020年7月 当社取締役情報コミュニケーション本部長（現任）	90,000株
	【選任理由】 京田諭氏を取締役候補者とした理由は、当社の重要な役職を歴任し経営全般に携わるとともに、当社における事業戦略の立案及び推進能力を有しており、当社の持続的な企業価値向上実現のために適切な人材と判断し、取締役候補者としております。		

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3	ぼうのゆたか 坊野寛 (1974年1月10日)	1997年8月 テクマトリックス株式会社入社 2005年7月 株式会社サイバード入社 2009年3月 当社入社 2009年5月 当社開発本部長 2009年7月 当社取締役開発本部長 2020年1月 当社取締役開発本部長兼製造本部長(現任)	56,000株
<p>【選任理由】 坊野寛氏を取締役候補者とした理由は、2009年の入社以来、技術面から事業成長を図り開発本部及び製造本部を統括するなど、豊富な知識と経験を有しており、当社の持続的な企業価値向上実現のために適切な人材と判断し、取締役候補者としております。</p>			
4	くりはらとしゆき 栗原俊幸 (1975年4月25日)	2006年12月 みすず監査法人入所 2007年7月 新日本監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人)入所 2010年7月 公認会計士登録 2014年1月 グラントソントン・マスターズトラスト株式会社(現マスターズトラスト株式会社)入社 2015年4月 株式会社ソリューションデザイン入社 2017年10月 株式会社アプライズ入社 2020年6月 当社入社 管理本部長 2020年7月 当社取締役管理本部長(現任)	10,000株
<p>【選任理由】 栗原俊幸氏を取締役候補者とした理由は、公認会計士として、会計に関する専門的な知識を有するとともに、管理本部を統括し、幅広い経験と実績を有していることから、当社の持続的な企業価値向上実現のために適切な人材と判断し、取締役候補者としております。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
5	かや もり か り や 栢 森 加 里 矢 (1973年10月4日)	1996年 4月 三菱商事株式会社入社 2003年 6月 Globespan Capital Partners,Inc.入社 2008年 9月 当社社外取締役 2011年12月 当社社外取締役退任 2012年 1月 ソフトバンクグループ株式会社入社 2014年11月 株式会社QUOINE JAPAN (現 FTX Japan株式会社) 設立 代表取締役 CEO (現任) 2019年 3月 リキッドグループ株式会社設立代表取締役CEO(現任) 2021年 7月 当社社外取締役 (現任) (重要な兼職の状況) FTX Japan株式会社代表取締役CEO リキッドグループ株式会社代表取締役CEO	一株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>栢森加里矢氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は当社の事業領域への知見が深いことに加え、グローバルIT企業の経営者として豊富な知見を有しており、引き続き当該知見を活かして特に海外事業について専門的な観点から当社の業務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したためであります。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 栢森加里矢氏は、社外取締役候補者であります。なお、同氏は、現在当社の社外取締役であります。が、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって1年となります。
3. 当社は、栢森加里矢氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。同氏が取締役として選任が承認された場合は、同氏との間で当該責任限定契約と同様の内容の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、栢森加里矢氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が社外取締役として選任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当社取締役が負担することとなる法律上の損害賠償金及び争訟費用の損害を当該保険契約によって填補することとしております (ただし、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を適法に得たことに起因する損害や、法令違反であることを認識して行った行為に起因して生じた損害等を除く)。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時にも同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。また、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
1	※ の 野 崎 陽 介 (1981年6月13日)	2006年12月 みずほ監査法人入所 2007年10月 あずさ監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入所 2010年7月 公認会計士登録 2016年1月 野崎公認会計事務所所長（現任） (重要な兼職の状況) 野崎公認会計事務所所長	一株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 野崎陽介氏は公認会計士として、財務及び会計に関する専門的な知識を有し、企業財務や内部統制等に関する豊富な知見に基づき、議案審議等に適宜助言又は提言をいただけるものと期待し、社外取締役候補者としたしました。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
2	※ お ぎ き み つ る 尾 崎 充 (1964年9月29日)	1989年10月 KPMGピートマーウィック港監査法人 (現 有限責任あずさ監査法人) 入所 1993年 9月 公認会計士登録 1993年10月 中島公認会計士税理士事務所入所 1997年11月 株式会社アクティベートジャパンコンサル ティング代表取締役 (現任) 1998年 4月 尾崎公認会計士事務所(現 アクティベ ートジャパン公認会計士共同事務所)所長 1998年 4月 協立監査法人入所 2008年 6月 アクティベートジャパン税理士法人代表 社員 (現任) 2008年 9月 当社社外監査役 (現任) 2009年 7月 株式会社リブセンス社外監査役 (現任) 2016年 6月 株式会社GA technologies監査役 2016年12月 株式会社Bestエフォート (現 株式会 社ラストワンマイル) 社外監査役 (現任) 2020年 7月 アクティベートジャパン公認会計士共同 事務所統括者 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社アクティベートジャパンコンサルティング代 表取締役 アクティベートジャパン税理士法人代表社員 株式会社リブセンス社外監査役 株式会社ラストワンマイル社外監査役 アクティベートジャパン公認会計士共同事務所統括者	16,000株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>尾崎充氏は公認会計士及び税理士として、財務及び会計に関する専門的な知識を有し、他社での監査役経験など監査全般についての豊富な知見に基づき、議案審議等に適宜助言又は提言をいただけるものと期待し、社外取締役候補者といたしました。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
3	※ おお い てつ や 大 井 哲 也 (1972年1月5日)	2000年 4月 最高裁判所司法研修所入所 2001年10月 東京弁護士会登録 TMI総合法律事務所入所 2011年 1月 同所パートナー（現任） 2013年11月 株式会社ジェイアイエヌ（現株式会社ジ ンズホールディングス）社外監査役（現 任） 2014年 7月 株式会社マーケットエンタープライズ社 外監査役（現任） 2016年 9月 テックファームホールディングス株式会 社社外取締役（監査等委員）（現任） 2019年12月 TMIプライバシー&セキュリティコンサル ティング株式会社代表取締役（現任） 2021年 7月 当社社外監査役（現任） (重要な兼職の状況) TMI総合法律事務所パートナー 株式会社ジンズホールディングス社外監査役 株式会社マーケットエンタープライズ社外監査役 テックファームホールディングス株式会社社外取締役 (監査等委員) TMIプライバシー&セキュリティコンサルティング株 式会社代表取締役	一株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>大井哲也氏は弁護士として企業法務に精通し、クラウド・サイバーセキュリティ・インターネットコンテンツ等の紛争解決及びリーガルサポートを専門として豊富な経験と幅広い見識を有することから、その知識経験に基づき、議案審議等に適宜助言又は提言をいただけるものと期待し、社外取締役候補者といたしました。</p>			

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 野崎陽介氏、尾崎充氏及び大井哲也氏は、社外取締役候補者であります。
4. 尾崎充氏及び大井哲也氏は、現在当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって尾崎充氏が13年10か月、大井哲也氏が1年となります。
5. 当社は、尾崎充氏及び大井哲也氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、監査役として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。各候補者が監査等委員である取締役として選任が承認された場合は、各候補者との間で当該責任限定契約と同様の内容の責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は、尾崎充氏及び大井哲也氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が監査等委員である取締役として選任が承認された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。また、野崎陽介氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が監査等委員である取締役として選任が承認された場合は、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当社取締役が負担することとなる法律上の損害賠償金及び争訟費用の損害を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を適法に得たことに起因する損害や、法令違反であることを認識して行った行為に起因して生じた損害等を除く）。各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時にも同内容での更新を予定しております。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬限度額は、2017年7月27日開催の株主総会において、年額120百万円以内（決議時点の当社取締役の員数は4名。ただし、使用人兼務役員の使用人分の報酬は含まない。）とご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、改めて取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、年額120百万円以内（うち社外取締役分年額20百万円以内。ただし、使用人兼務役員の使用人分の報酬は含まない。）とさせていただきますと存じます。

本議案は、当社の業績、従業員給与の水準、現在の役員の員数等を総合的に勘案して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

また、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は事業報告12ページに記載のとおりであります。

現在の取締役は5名（うち社外取締役1名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決されますと、5名（うち社外取締役1名）となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を年額20百万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案は、当社の業績、従業員給与の水準、現在の役員の員数等を総合的に勘案して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第1号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと3名となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

以 上

株主総会会場ご案内図

東京都文京区後楽2丁目6番1号
住友不動産飯田橋ファーストタワー 地下1階
ベルサール飯田橋ファースト
電話 03-5805-3231



交通：都営地下鉄大江戸線飯田橋駅 C3出口より 徒歩約3分
JR中央・総武線飯田橋駅 東口より 徒歩約5分
東京メトロ東西線・有楽町線・南北線飯田橋駅 A3出口より 徒歩約5分
東京メトロ丸ノ内線・南北線後楽園駅 1番出口より 徒歩約8分

- 駐車場のご用意はしておりませんのでご了承くださいませよう
お願い申し上げます。
- 「ベルサール飯田橋駅前」とは異なりますのでご注意ください。